

年末調整のポイント

控除の申告もれは高税率に

城英敏税理士

中途採用は前職の源泉票必要

今年も年末調整の時期が来ました。12月の給与の支払いにあわせて年末調整をすることになります。

年末の在職者について資料を集める必要があります。まず今年の支払い給料賞与の各人ごとの集計をしましょう。税務署から所得税源泉徴収簿と

計算した年調年税額をチェック

次に保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書から生命保険料控除額、地震保険料控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配

に請求してください。入手できない場合は給与明細でもよいです。次に給料賞与の年間合計額から年間の給与所得を計算します。これには「平成21年分の年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使って算出します。

偶者特別控除額を源泉徴収簿に転記します。さらに扶養控除等申告書を含めて控除対象配偶者がいるのか(配偶者が70歳を超えていないか)、扶養親族がいるのか(16歳以上23歳未満か、70歳を超えていないか、70歳超なら所得者またはその配偶者の直系尊属で同居しているかどうか)、障害者や寡婦または寡夫や勤労学生などに該当する人はいないかをチェックします。各々の控除額は表のとおりです。扶養控除申告書は「主たる給与」の支払い者へ提出す

るもので、もし忘れていたと欄という高い税率で毎月の源泉徴収をしなければならなくなるので要注意です。そこでできた

表 2009年分所得控除額の合計額の早見表

①控除対象配偶者及び扶養親族の人数に応じた控除額					
人数	控除額	人数	控除額	人数	控除額
なし	380,000	1人	760,000	2人	1,140,000
3人	1,520,000	4人	1,900,000	5人	2,280,000
6人	2,660,000	7人以上	6人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額		

②障害者等がいる場合の控除の加算額		人数	控除額
イ	同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき	750,000円
ロ	同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人がいる)場合	1人につき	400,000円
ハ	一般の障害者、一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に当たる(人がいる)場合	左の一に該当する各	270,000円
ニ	所得者本人が特別の寡婦に当たる場合		350,000円
ホ	同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき	200,000円
ヘ	特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	250,000円
ト	老人控除対象配偶者又は同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	100,000円

るか追徴するかになります。翌年1月の源泉所得税の納付の際はこの金額を差し引きして納付することになります。結構複雑な計算ですので注意してチェックしてください。

なお医療法人の役員などで給与の年収が2000万を超えた方は年末調整の対象にならず確定申告の対象になります。

税務・経営・雇用情報

シリーズ③ 税務調査の動向

黒岩 哲夫 税理士

医療機関に対する税務調査は依然として重点業種に指定され、調査要員の増強などで、調査件数の増加並びに調査の強化が図られている。調査に

医療機関に対する税務調査は依然として重点業種に指定され、調査要員の増強などで、調査件数の増加並びに調査の強化が図られている。調査に

対しては毅然とした態度で臨む必要がある。今回は税務調査事例を若干紹介する。

〔調査事例Ⅰ、個人で実

①ここ数年、自由診療収入が増加傾向を示している。特に歯科の場合、インプラントによる自由診療収入が増加している場合は要注意。また、自由診療収入に係る領収書控の提示を求められたので、きちっと保存する必要がある。

②保険収入について、いわゆる窓口差額が発生していたが、少額でもあり特に問題にはならなかった。

③院長夫人(青色事業専従者)について、専従者給与の支給を行っているので、勤務状況等について、具体的な説明を求められたが、衛生士の資格を持ち、ほぼ常勤に近い勤務の状態であったので、支給金額など特に指摘されることはなかった。

④スタッフの給与については、給与台帳、源泉徴収簿、扶養控除等の申告書、タイムカード(出勤簿)により、架空人件費等がないかどうか、同時に市民税については、給与支払報告書の提出の有無について質問を受けたが、当方はすでに提出済であり、いずれも問題にならない。

⑤ここ数年交際費の金額が増加傾向にあり、交際費の内容について詳しく説明を求められたので、

⑥調査対象年度の基準期間の課税売上高が1000万円を超え、消費税の課税事業者となるが、調査では、自由診療収入等の計上済みの消費税の納税は発生しない。

⑦調査事例Ⅱ、医療法人(調査事例Ⅱ、医療法人) ①2008年(平成20年)3月期決算で、期中の5月に役員報酬の引き上げを行っていたので、その引き上げの根拠となる議事録での改定決議、その他給与台帳、源泉徴収簿等により、支給時期及び金額等の妥当性について確認。

自由診療増で調査対象にインプラントは関連資料の準備を

④スタッフの給与については、給与台帳、源泉徴収簿、扶養控除等の申告書、タイムカード(出勤簿)により、架空人件費等がないかどうか、同時に市民税については、給与支払報告書の提出の有無について質問を受けたが、当方はすでに提出済であり、いずれも問題にならない。

⑤ここ数年交際費の金額が増加傾向にあり、交際費の内容について詳しく説明を求められたので、

⑥調査対象年度の基準期間の課税売上高が1000万円を超え、消費税の課税事業者となるが、調査では、自由診療収入等の計上済みの消費税の納税は発生しない。

⑦調査事例Ⅱ、医療法人(調査事例Ⅱ、医療法人) ①2008年(平成20年)3月期決算で、期中の5月に役員報酬の引き上げを行っていたので、その引き上げの根拠となる議事録での改定決議、その他給与台帳、源泉徴収簿等により、支給時期及び金額等の妥当性について確認。

適切な雇用契約書が重要 労使間のトラブル防止で講習会

経税部



雇用トラブル防止法を解説する桂氏(11月21日、保険医会館)

「雇用上のトラブルを未然に防ぎ、院長とスタッフとの間で良好な信頼関係を築くにはどうあるべきか」をテーマに、経税部は11月21日、雇用管理講習会「明日から役立つ雇用トラブル予防法」を開催した。

講師は協会の顧問弁護士桂好志郎氏。

最近の雇用関係の状況は、それまでの温情扱いが権利に変化した契約主義の時代になり、労使間の紛争が起った場合、院内ではなく外部の解決機関に求める傾向がある。

「労働力の提供」は、ただ出勤すればよいというものではなく、心身ともに完全な状態で業務を提供し、極力院長の方針に寄与・貢献するよう十分な注意を払い、「信義誠実の原則」に従って就労する義務を負うことである。

桂氏(11月21日、保険医会館)

職場で信頼関係を構築するために、使用者と労働者の間で適切な雇用契約書を取り交わすことが最も大切だと強調した。昨年3月1日に労働者の保護と労働関係の安定を目的として労働契約法が施行された。

同法では、労働契約の権利と義務のうえで基本となるのは「労働力の提供と賃金の支払い」であることが記されている。

桂氏(11月21日、保険医会館)

税務対策講習会「年末調整・決算準備のポイント」
12月19日15時～/会場・保険医会館/講師・城英敏税理士/会費・会員、家族無料
パソコン記帳講座「弥生会計を使った決算準備」
1月23日14時30分～/講師・柄溝宗生税理士/会場・京橋/会費・会員、家族1人につき5千円

講習会のご案内